



○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年 8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成14年 8月 9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 地域循環ネットワーク

3 代表者の氏名

北 条 舒 正

4 主たる事務所の所在地

上田市中心2丁目5番19号 才川ビル

5 定款に記載された目的

この法人は、産学官民が参加・連携し、次世代を担う子供達のために、自然・経済の双方に融合しあえる資源の再生と有効利用により、循環の輪を広げ、地域の持っている特性・文化・知識・経験・技術を活かした提案、啓蒙活動、その他支援事業を行うことで、地域活性化に寄与し、自然環境・経済環境・生活環境のサステイナブルな循環型社会を、地域において実現することを目的とする。

生活文化課

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成14年8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成14年8月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ケアタウン浅間温泉

3 代表者の氏名

水 澤 勇 一

4 主たる事務所の所在地

松本市浅間温泉3丁目31番28号

5 定款に記載された目的

この法人は、地域が持つ豊かな資源・財産を最大限生かしたコミュニティケアを実現しさらにそこにノーマライゼーション思想を根底に置く福祉コミュニティを実現することを目的とする。

生活文化課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ベルビア
茅野市ちの字大年南3502-1
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
茅野市
茅野市塚原2-6-1
ほか35名（届出書に添付された一覧表のとおり）
- 3 変更しようとする事項
大規模小売店舗内の店舗面積の合計
（変更前）8,364㎡
（変更後）5,919㎡
- 4 変更する年月日
平成14年4月27日
- 5 届出年月日
平成14年4月23日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年8月19日から平成14年12月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）
様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄諏訪ショッピングセンター

諏訪郡下諏訪町四王湖浜6133ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

昭栄(株)

東京都千代田区神田錦町1-2-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株) ジャスフオート(株) (株)ニューステップ (株)鈴丹 (株)さが美 (株)ブルーグラス (株)エイシン (株)ツインマーボ (株)笠原書店 (有)フレール (有)白牡丹	開店時刻 午前10時 (年間120日 午前9時) 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前 9 時30分 (年間120日 分) から午後10時30分まで	午前 8 時30分から午前 0 時30分まで

- 4 変更する年月日
平成14年 7 月15日
- 5 届出年月日
平成14年 7 月 8 日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課
- 7 縦覧の期間
平成14年 8 月19日から平成14年12月19日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱 (平成12年 5 月19日付け12産振第137号)
様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県諏訪地方事務所商工課

産 業 振 興 課

○公 告

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 附則第 5 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8 月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

山形ショッピングセンター南棟

東筑摩郡山形村大池原338-2ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオン(株)

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	変更前	変更後
イオン(株) (株)ブルーグラス (株)わんわん村	開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前9時30分から午後11時15分まで	午前8時30分から午前0時15分まで

4 変更する年月日

平成14年7月19日

5 届出年月日

平成14年7月18日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年8月19日から平成14年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供する。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができる。

平成14年 8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

長電ショッピングプラザ

須坂市馬場町1288

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

長野電鉄(株)

長野市権堂町2201

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 者	変 更 前	変 更 後
イオン(株) ジャスコ(株)	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時	開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前8時30分から午後10時30分まで	午前8時30分から午後11時30分まで

4 変更する年月日

平成14年 7月15日

5 届出年月日

平成14年 7月 8日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

7 縦覧の期間

平成14年 8月19日から平成14年12月19日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5月19日付け12産振第137号)
様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工課

産業振興課

○公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第5項の規定による廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告する。

平成14年 8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ショッピングプラザわかほ

長野市若穂綿内6472-5

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

綿内ショッピングセンター協同組合

長野市若穂綿内6472-5

3 廃止前の店舗面積の合計

1,075平方メートル

4 廃止後の店舗面積の合計

778平方メートル

5 廃止する日

平成14年 7月17日

産業振興課

○公 告

下高井郡木島平村における県営大塚沖地区土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成14年7月23日行った。

平成14年 8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

農 村 整 備 課

○公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第1項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更を認可した。

平成14年 8月19日

長野県知事職務代理者

長野県副知事 阿 部 守 一

1 組合の名称

塩尻市広丘駅北土地区画整理組合

2 事業施行期間

平成3年1月24日から平成16年3月31日まで

3 施行地区

塩尻市大字広丘原新田字東原、字墓際、字丸幾、字堤下、字狐畑、字角ノ畑、字屋敷添、字屋敷、字元屋敷、字稻荷前、字浦ノ田及び字大入道の全部並びに大字広丘原新田字村下、字ナシ田、字大シ田、字吉田境、字北原、字焼場、字吉田道、字山ノ神、字屋敷裏、字新田、字大畑、字三牧田及び字三枚田並びに大字広丘野村字上町、字堤西、字新田浦、字新田裏、字八幡、字池尻及び字いけ志りの各一部

4 事務所の所在地

塩尻市大字広丘原新田215番地12 塩尻市農業協同組合広丘支所内

- 5 設立認可の年月日
平成3年1月17日
- 6 変更認可の年月日
平成14年8月12日

都市計画課

平成14年8月19日発行 長野県報(毎週月・木曜日発行。ただし、休日の場合は翌日)
大正2年10月16日第3種郵便物認可(購読料(送料とも)1か月2,038円)



思いやり 広がる人の和 地域の和

発行所 長野県総務部法規学事課印刷係
〒380-8570 (県庁専用番号)
長野市大字南長野字幅下692の2
電話 026(235)7061